

特別支援学級（肢体不自由）の各教科等の指導計画の現状について － 5人の担任教諭へのインタビュー調査から－

Current status of Plan-Do-Check-Action of School Subjects for Classes
for Special Needs Education (Physical Disabilities):
An Interview Survey of Five Teachers

古 屋 義 博*

FURUYA Yoshihiro

要約：量的な拡大が進んだ特別支援学級（肢体不自由）の教育の質的な向上が求められている。そこで、特別支援学級（肢体不自由）の5人の担任教諭へのインタビュー調査を通して、各教科等の指導計画の現状や工夫などと、文部科学省による『学校における「合理的配慮」の観点』や『特別支援学校小学部・中学部学習指導要領』などの記載事項との関連性について検討することを目的とした。結果、各教科等の標準授業時数の変更や、各教科等の各学年の目標や内容の一部変更、自立活動の取り扱い、交流及び共同学習などに関して、在籍する児童の実態に応じて実施されていることが『学校における「合理的配慮」の観点』などに合致することが明らかになった。よって、それらの具体例を蓄積し、より多くの関係者で共有していけば、特別支援学級（肢体不自由）の教育のさらなる充実につながると指摘した。

キーワード：特別支援学級（肢体不自由）、各教科等の指導計画、担任教諭、インタビュー調査、合理的配慮

I 問題と目的

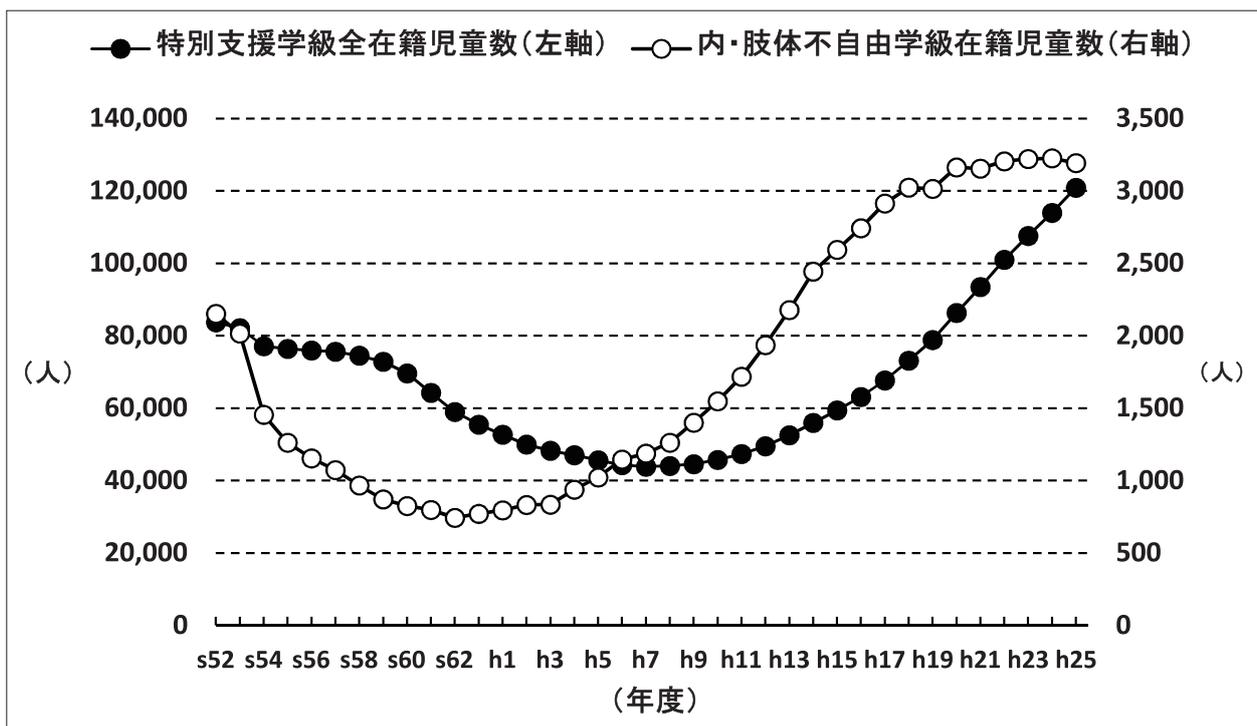
障害種別によって差はあるものの、特別支援学級の在籍児童数の増加傾向は続いている。参考に、本論で対象とする肢体不自由児を対象とする特別支援学級（以下、肢体不自由学級）の在籍児童と併せて、その年次推移を図1に示す。このように、障害のある児童が、その児童が居住する地域の小学校で学ぶことは、障害者基本法や障害者権利条約などの趣旨とも一致する。

一方で、小学校で学ぶ障害のある児童数の増加に対して、その教育に関する質的な充実が十分に伴っていないのではないかと指摘がある。例えば、全国特別支援学級設置学校長協会調査部（2010）は、特別支援学級の担任教諭の経験年数を調査した結果、経験の浅い教員が配置されている現状を明らかにした。また、山梨県教育委員会（2013）は、1～2人程度の在籍となる、病弱・身体虚弱、肢体不自由、難聴、弱視の児童を対象とする特別支援学級について、集団による学び合いや学級運営、教育課程の編成の在り方が課題であると指摘している。

そこで、本論では、課題として指摘されている教育課程、その重要な構成要素である各教科等の指導計画の現状および様々な工夫や配慮について、肢体不自由学級の担任教諭へのインタビュー調査を通して、

①『中央教育審議会・初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会・合理的

*教育支援科学講座



※文部科学省（旧文部省）「特別支援教育資料（旧特殊教育資料）」昭和52～平成25年度版より著者が作成

図1 小学校特別支援学級（旧特殊学級）の在籍児童数（全数および肢体不自由）の年次推移

配慮等環境整備検討ワーキンググループ報告－学校における「合理的配慮」の観点－（平成24年2月13日）（以下、WG報告）』

②『特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（以下、特別支援学校学習指導要領）』とその各解説

③『小学校学習指導要領解説（総則編）（以下、小学校学習指導要領解説）』

と関連づけながら、検討することを目的とする。

II 方法

1. 対象

首都周辺に位置する地方公共団体が設置している小学校5校（A・B・C・D・E校）の肢体不自由学級の担任教諭。計5人。

2. 日時

平成2x年3月の放課後の時間帯。インタビューに要した時間は32分間から54分間であった。

3. 手続き

(1) インタビュー項目とその事前送付

以下のインタビュー項目を事前に文面で対象の担任教諭に示した。それにより、各種情報の整理や考慮のための時間を確保した。

①在籍する児童の「属性」

- ・学年
- ・身辺自立の状況（食事，排泄，着脱，移動など）

- ・学校生活上の安全や健康などに関する全般的な配慮事項
 - ②各教科等の「標準授業時数」の変更の有無
 - ・「有」の場合：変更の理由とその概要
 - ・次年度に向けて改善したいと思うこと
 - ③各教科等の「各学年の目標や内容」の一部変更の有無
 - ・「有」の場合：変更の理由とその概要
 - ・次年度に向けて改善したいと思うこと
 - ④「自立活動」の特設の有無
 - ・「有」の場合：目標や内容の概要
 - ・次年度に向けて改善したいと思うこと
 - ⑤通常の学級や他の特別支援学級との「交流及び共同学習」
 - ・交流及び共同学習の主な場面（各教科等の授業）
 - ・その主な場面で工夫や配慮したこと
 - ・次年度に向けて改善したいと思うこと
 - ⑥その他、肢体不自由学級の「各教科等の指導計画」を含めた「教育課程編成」に関わり次年度に向けて改善したいと思うこと
- (2) インタビュー調査の実施と記録の仕方

対象の各小学校の肢体不自由学級の教室内で個別にインタビューを実施した。記録は、録音機を使用せずに、筆記によるメモで行った。そのメモを手がかりにしてテキストを作成して、対象の担任教諭宛てに郵送をして、内容の確認を求めた（1校から一部加筆修正の要請があったため、それを反映させ、インタビューの結果とした）。

(3) 倫理的配慮

得られた結果は、肢体不自由学級の教育の充実という目的で、匿名化を図った上で公的な刊行物で発表して、関係者で共有する旨を、文面および口頭で各小学校の学校長とインタビュー対象の担任教諭に説明をして同意を得た。また、インタビュー調査の趣旨や方法等については担任教諭から児童の保護者に説明して同意を得られるように要請した。

III 結果と考察

インタビュー項目に従って検討する。結果の表示に関して、A校の肢体不自由学級在籍児童をA児、同じくB校をB児（以下、C校、D校、E校も同様）と記す。また、考察で取りあげた結果の部分に下線と記号を付けることで、結果と考察との関連づけを図る。

1. 在籍児童の実態や配慮事項

(1) 日常生活行為等に関する実態

5人の児童の日常生活行為等に関する実態を参考のため表1に示す。

特別支援学級（肢体不自由）の各教科等の指導計画の現状について

表1 対象の肢体不自由学級に在籍する児童の日常生活行為等に関する実態

日常生活行為等に関する実態		対象児童	A 児	B 児	C 児	D 児	E 児
		学年	低学年	低学年	低学年	中学年	高学年
食 事	全部食べさせてもらう						
	手を添えれば食べることができる						
	半分くらいの介助で一人で何とか食べることができる				○		
	少し配慮をすると一人で食べることができる						
	一人で全部食べることができる		○	○		○	○
排 泄	一人でできない（サインが出ない）						
	サインで知らせることができる						
	ズボンを下ろしたり、拭いたりできないが、排尿排便ができる				○		
	ズボンを下ろしたり、拭いたりするとき、一部介助を要する		○				
	一人できちんとできる			○		○	○
着 脱	一人でできない						
	着せてもらいやすいように身体を動かす				○		
	少し手伝えばできる						
	ボタン、ファスナー等のないものは一人でできる		○				
	一人できちんとできる			○		○	○
運 動	全く移動できない						
	寝返りがうてる						
	腹這いあるいは背這いができる						
	四つ這い（いざり・膝立ち歩き）ができる				○		
	つかまり歩き、支え歩きができる		○				
	独歩ができる			○		○	○
移 動	移動を助ける福祉用具		歩行器	無	車いす	無	無
	全介助				○		
	断続的に介助を要する					○	
	見守りが中心で、必要に応じて一部介助を要する		○	○			○
	介助不要						

(2) 学校生活上の安全や健康などに関する全般的な配慮事項

A 児：学校内には段差がなくスロープもあり移動に大きな支障はありません^(A1)。ただ、転んでしまうことが時々あります。1学期には他の児童とじゃれ合っていた際に激しく転んだ^(A2) ことがありました。よって、完全に目を離すことは危険で、見守りは欠かせません。その他、健康上、特に配慮すべき事項はありません。

B 児：ある程度の見守りは必要です。入学間もない頃は小さな段差につまずくことがありました。普通の階段以上の段差には要注意^(B1) です。登校が心配です。歩くのが遅いため、登校班でみなと同じペースと一緒に移動することが難しい^(B2)。登校班の班長の6年生がマンツーマンでついてくれます。そのとき、副班長が他の児童をみます。ただ、B 児が歩き疲れると班長が善意で抱っこしてくれたらしいのですが、安全面で気になります。もしも転んだりしたら危険で、対策が必要です。長い距離を歩く際には他の児童と差がつきやすい。荷物が多ければ移動がさらに困難になりますので、本人に持たせる量を調整しています。学校内では、

階段の上り下りに時間がかかります。安全のために手すりを使うようにB児に指導しています。他の児童にはB児を注意しながら追い越してもよいと伝えていきます (B3)。

C児：何よりも怪我がないように、です。車いすでの移動は全介助です。階段の上り下りは昇降機 (C1) を使います。ただ、他の児童の安全面に配慮して、他の児童の移動と重ならない時間帯に昇降機を使う (C2) ように心がけています。ただ、多少重なってしまうこともありますので、他の児童に声をかけて、昇降機に近づかないようにさせています。プールのときにはより慎重な見守りが必要です。腕と肩周辺にしっかりした浮き具を着用させた状態で、小プールで活動させます。一時も目を離さないようにしています。はさみやえんぴつを使うときにもC児は思うように手を動かすことができないので、安全面に配慮して、手を支えるなど、十分に注意しています。

D児：身体が小さく、細い。校舎内の移動の際に配慮しています。何かにつつかったり、他の児童とぶつかったりした際に、怪我、骨折などになりかねない。よって、そのようなことのないよう十分な見守りが必要 (D1) です。その他は、D児が他の児童とできるだけ同じように活動できるようにしています。体調を崩すと長引くので、家庭との連携を大切にしている。体温調節が難しいのか、気温の変化に弱い。特に寒さに弱い。そのため、室内の温度管理には十分に気をつけています。暑さにも決して強いとは言えません。

E児：バランスを崩して転びやすく、また立ち上がるときには支えが必要です。教室移動の際には、付き添っています。段差や階段の上り下りのときに力が抜けてしまうことがあり特に危険 (E1) で、介助を要することがあるため、基本的に付き添いが欠かせません。

校内環境のバリアフリー化の状況と該当児童の移動との関係について、大きな制約なし (A1) と制約あり (B1, C1, E1) と2通り回答された。制約ありについては、人的な支援による対応に依存している現状であり、WG報告の「合理的配慮の観点」として示された (※以下、「合理的配慮の観点」として示された) の記述を省略する) 別表9「(3) - 1 校内環境のバリアフリー化 (以下)」についての検討が必要になる。

障害のある幼児児童生徒が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるよう、障害の状態等に応じた環境にするために、スロープや手すり、便所、出入口、エレベーター等について施設の整備を計画する際に配慮する。また、既存の学校施設のバリアフリー化についても、障害のある幼児児童生徒の在籍状況等を踏まえ、学校施設に関する合理的な整備計画を策定し、計画的にバリアフリー化を推進できるよう配慮する。

「肢体不自由」：車いすによる移動やつえを用いた歩行ができるように、教室配置の工夫や施設改修を行う。(段差の解消、スロープ、手すり、開き戸、自動ドア、エレベーター、障害者用トイレの設置 等) ※下線は筆者。以下同様。

バリアフリー化については、WG報告では「合理的配慮」の観点や例示と同時に「基礎的環境整備」としても重複して取りあげられており、財政上の問題や社会全体の理解との関連が指摘 (以下) されている。「基礎的環境整備」と位置づければ中期的な展望の中での整備となる。一方、現に在籍している児童の教育環境を早急に改善すること、つまり「合理的配慮」を早急に行うことも求められている。「基礎的環境整備」と「合理的配慮」との関係については今後、様々な学校や事例で個別具体的な検討が増加する事項であると考えられる。

「基礎的環境整備」については、「合理的配慮」と同様に体制面、財政面を勘案し、均衡を失した又は過度の負担を課さないよう留意する必要がある。現在の財政状況に鑑みると、そのためには、共生社会の形成に向けた国民の共通理解を一層進め、社会的な機運を醸成していくことが必要であり、それにより、財政的な措置を図る観点を含めインクルーシブ教育システム構築のための施策の優先順位を上げていく必要がある。

登下校時の安全管理に関する事項 (B2) が回答された。WG報告の「5. 関連事項」の「(2) 学校外・放課後等における支援について (以下)」に通じる。福祉関係機関の活用を含む地域資源の掘り起こしと組織化が必要となる事項である。

通学時の支援やコミュニケーション手段の確保について、教育・福祉の連携や社会的支援の整備等の支援

の充実を図ることが望ましい。

他の児童との偶発的な身体接触を回避するための見守りの必要性（A2, B3, C2, D1）が回答された。WG 報告の別表7「(2) - 2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮」の「肢体不自由児」に関する記述（以下）に通じる。担任教諭あるいは特別支援教育コーディネーター、あるいはその他の教職員を中心に安全確保のための具体的な措置を整理して、全教職員で共通理解をして、必要な対応を行いたい事項である。

移動や日常生活動作に制約があることや、移動しやすさを確保するために協力できることなどについて、周囲の児童生徒、教職員、保護者への理解啓発に努める。

2. 各教科等の「標準授業時数」について

(1) 各教科等の「標準授業時数」の変更の理由とその概要

A 児：国語 2 コマ減／週、自立活動 2 コマ特設／週。自立活動の授業時数を確保したいと思いました。その分をどの教科からもってくるのかの判断が難しいと感じました。A 児の実態が十分にわかっていなかったので、原則個別指導で行う、融通の利きやすい国語 (A1) から週 2 コマ分を充てることにしました。なお、国語は原則個別指導ですが、単元によっては交流学級の授業に参加したことがありました。

B 児：算数 1 コマ減／週、体育 1 コマ減／週、自立活動 2 コマ特設／週。自立活動を週 2 コマは確保したい。体育的なことを扱うため (B1) に体育を 1 コマ、算数と国語は完全に個別の授業にしているので、融通が利きやすく、B 児のペースに合わせて弾力的に授業ができるため、算数 (B2) の時間の 1 コマ分を自立活動に充てています。

C 児：体育 2 コマ減／週、自立活動 2 コマ／週。体育では他の児童と現実的に一緒に、例えばボールゲームなど、できないことが多いので、体育を自立活動に替えて (C1) います。自立活動で運動的な要素を入れた授業をしています。ただ、運動会に向けての取り組みやプールなどは他の児童と一緒に活動しますので、その分は体育として扱っています。よって、年間のトータルで、体育と自立活動がおおむね 1 対 2 の割合になっています。

D 児：体育 2 コマ減／週、自立活動 2 コマ特設／週。D 児と D 児の母親は他の児童とできるだけ一緒に活動を、と希望しています。よって、時間割は交流学級と同じにしてあります。体育では他の児童と同じ活動をするのが難しいことがあるため、体育の一部を自立活動に替えて (D1) います。体育の活動について、例えば、マットや跳び箱、ゲーム形式の球技はできません。ゲーム形式の球技は走ったり、よけたりすることができず、危険です。そのような活動の時には個別で別メニューにしている。例えば、教室でのボール遊びなど。体育館の活動で、体育館がとても寒いときには、教室で活動しました。

E 児：総合的な学習の時間 1 コマ減／週、体育 1 コマ減／週、自立活動 2 コマ特設／週。親の要望として、通っているリハ以外の場である学校でも運動に関わることを扱ってほしいとありました。そのようなこともあり、運動に関わるような学習活動を取り入れたいということで自立活動の授業時数を確保することにしました。週 2 コマ分です。その 2 コマ分をどの教科や領域からもってくるか。体育については、学年相当の活動が現実的にできない (E1) ことがあります。そこで、E 児の実態に応じた活動を提供するために体育から 1 コマ分を充てました。国語や算数などのいわゆる主要教科は、学年相当の学力の維持をねらっている (E2) ために、削りにくい。社会と家庭科は専門の先生が来て授業をしていて、他の児童と一緒にその授業を受けないと足並みが揃わなくなってしまうので、これらも削りにくい。そのような様々な事情を踏まえての判断でした。

『小学校学習指導要領解説（総則編）』に「教育課程編成の特例（p. 36-37）」として以下の記述がある。

…略…、特別の教育課程を編成するとしても、学校教育法に定める小学校の目的及び目標を達成するものでなければならないことは言うまでもない。なお、特別支援学級において特別の教育課程を編成する場合には、

特別支援学級（肢体不自由）の各教科等の指導計画の現状について

学級の実態や児童の障害の程度等を考慮の上、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とし、例えば、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域である「自立活動」を取り入れたり、…略…するなどして、実情に合った教育課程を編成する必要がある。

小学校の目的及び目標を達成するための教育課程編成を前提にしながら、必要に応じて自立活動を特設することが求められている。対象の5学級すべてで自立活動が週2コマ、「時間における指導」として特設されている。ただ、小学校の目的及び目標を達成するための教育課程編成という前提や、年間標準時間数という限られた枠組み、「週当たりの授業時数が児童の負担過重にならないようにするものとする（小学校学習指導要領第1章第3,1）」との記述などがあるため、どの担任教諭も自立活動の時間に充てる授業時数を捻出するための調整をかなり慎重に行っている。

肢体不自由によって体育の一部の内容を現実的に扱うのが困難なため（C1・D1・E1）、あるいは体育の目標や内容に近い指導を行うため（B1）に、体育の一部を替えたという回答があった。個別指導で児童の状況に合わせて授業ができる国語（A1）や算数（B2）の一部を自立活動に替えたという回答もあった。一方で、いわゆる主要教科について、学年相当の目標と内容を扱うことに重点を置きたいため、それらの一部を自立活動には替えられない（E2）との回答があった。

自立活動を特設するために、どの各教科等の授業時数の一部を充てるかの判断については、少なくとも、肢体不自由だから体育、という発想だけではないことがわかる。前述した小学校の目的及び目標を達成するための教育課程編成という前提や、「適切な運動の経験」に限定されない体育の目標の重要性、各教科等の当該学年相当の目標や内容の維持などと、当該児童の実態とを総合的に検討しながら、各担任教諭（法令上は教育課程編成の責任者である学校長）による慎重な調整が必要になる事項である。

(2) 各教科等の「標準授業時数」に関して次年度に向けて改善したいと思うこと

A児：自立活動週2コマ分の授業時数はそのまま確保したいと考えています。その分をどの教科からもってあげばよいのかがやはり難しい（A1）と感じています。原則個別指導で行う国語や算数の中から計2コマ分をひねり出すしかないと思います。

B児：算数がだんだん難しくなってきます。特に図形や位置の認識、理解がB児にとって難しい。よって、算数の時間を増やしたい。しかし、自立活動2コマはそのまま確保したい。どうすればよいのか、判断は難しいのですが、別のいくつかの教科、例えば音楽などの時間数の一部（B1）を使うしかないのかな、と考えています。

C児：次年度もこのような判断でよいかと思っています。

D児：特にありません。

E児：次年度もこのような判断でよいかと考えています。

自立活動の時間を確保するために、各教科等の標準授業時数の一部変更をどのようにするのかの判断に苦慮する（A1・B1）と回答された。前述したとおり、各教科等の授業時数の配分という教育課程編成上の重要な考慮事項であり、各担任教諭（学校長）による慎重な調整が必要になる。

3. 各教科等の「各学年の目標や内容」について

(1) 各教科等の「各学年の目標や内容」についての一部変更の理由とその概要

A児：学年相当で行っています。ただ、体育について、内容としてできない活動がありました（A1）。例えば、なわとびです。その際には別メニューにしました。教室内でバランスボールを使った活動をしたり、ストレッチをしたりしました。ストレッチについては肢体不自由特別支援学校の先生からのアドバイスを参考にしました。7月、12月、そして3月に本校に来てくれました。12月と3月についてはPTも一緒に来てくれ

特別支援学級（肢体不自由）の各教科等の指導計画の現状について

ました。ストレッチは脚、特に足首、そして股関節や背の強い筋緊張をゆるめるといふものです。

B児：原則、学年相当の目標や内容で進めようとしていますが、国語ではカタカナを書くことがまだ完璧ではありません。算数では先ほどお話ししたとおり、図形が難しい (B1)。算数ではこのようなつまづきもあります。が、勉強は楽しい、とB児が感じることができるように (B2) 授業をしています。音楽では例えば、鍵盤ハーモニカの操作、演奏が難しいため、B児に練習のために課す曲数を減らしました (B3)。

C児：知的発達の遅れはありませんので、学年相当の目標と内容を扱っています。ただ、学習活動の際にいろいろと工夫する必要はあります。手が不自由なので、書いたり、操作したりすることに大きな困難さがあります。読むことや読み取りは他の児童と同じくらいにできます。C児はすぐよくお話しできる (C1) 子どもです。大人が使うような難しい言葉を使うこともあります。高学年で習うような漢字も読めます。四文字熟語もよく使います。書くことが困難で、漢字や計算に苦手意識があった (C2) ので、漢字を部首や部分に分けて言葉で言いながら書いたり、計算の仕方を覚えて、言葉で言いながら計算したりするようにしました。やり方を覚え、リズムカルに言葉を言いながら、問題を解いていました。一人で書くことは難しく、手を添えながら書かせているので、C児に口頭で説明をさせることで、学習内容の理解度を確かめることもできます (C3)。

D児：原則、学年相当の目標と内容を扱っています。体育の目標も同様です。ただ、内容については、マットや跳び箱などは取り扱っていません (D1)。そのため、体育の評価は、できたことについての記述式にしています。

E児：学年相当でスタートしました。しかし、やっていく内に、實際上、困難なことも出てきました。そこで、音楽では、例えばリコーダーの操作が難しいため、3学年程度の内容の一部替えました。体育については、思うように動けないこともあり、例えばボールの扱いやボールゲームについては1～2年生程度の内容に一部替えました (E1)。親の要望もあり、E児も他の児童と同じようにやっていきたい (E2) という気持ちがあり、また読み取りがよくできることもあり、国語や算数などについては学年相当でやっています。ただ、どうか学年相当、というぎりぎりの状況ではあります。

5学級とも当該学年相当の目標と内容を扱うことを原則としている。ただ、内容の一部変更、つまり「特別の教育課程を編成（小学校学習指導要領解説 p. 36）」の際に参考にできる『特別支援学校学習指導要領』の第1章第2節第5に示された「重複障害者等に関する教育課程の取扱い（以下）」が児童の実態に応じて弾力的に活用されている。

- (1) 各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができること。
- (2) 各教科の各学年の目標及び内容の全部又は一部を、当該学年の前各学年の目標及び内容の全部又は一部によって、替えることができること。

内容を一部取り扱わない (A1, B3, D1) や、当該学年の前各学年の内容に替える (E1) などの回答があった。各教科の目標や内容に関する取り扱いの特例の活用については、WG報告の別表2「(1)－1－2 学習内容の変更・調整」の「肢体不自由児」に関する記述（以下）にある「時間延長、分量の軽減、内容そのものの変更など」にも通じると考えられる。

上肢の不自由により時間がかかることや活動が困難な場合の学習内容の変更・調整を行う。（書く時間の延長、書いたり計算したりする量の軽減、体育等での運動の内容を変更 等）

学習活動への動機づけの維持・向上 (B1・C2・E1) に関する回答があった。これについては、WG報告の別表5「(1)－2－3 心理面・健康面の配慮（以下）」に通じる。

適切な人間関係を構築するため、集団におけるコミュニケーションについて配慮するとともに、他の幼児児童生徒が障害について理解を深めることができるようにする。学習に見通しがもてるようにしたり、周囲の状況を判断できるようにしたりして心理的不安を取り除く。また、健康状態により、学習内容・方法を柔軟に調整し、障害に起因した不安感や孤独感を解消し自己肯定感を高める。

当該児童のできないことに着眼しすぎることなく長所 (C1) を様々な学習場面で活用 (C3) しているとの回答があった。これは「自立活動」の目標に含まれる「調和的発達の基盤を培う」(『特別支援学校学習指導要領解説／自立活動編』p.33 (以下)) ことに通じると考えられる。

「調和的発達の基盤を培う」とは、一人一人の児童生徒の発達の遅れや、不均衡を改善したり、発達の進んでいる側面を更に伸ばすことによって遅れている側面の発達を促すようにしたりして、全人的な発達を促進することを意味している。

算数の学習活動に関する遅れへの対応を重視したい (B1) という回答があった。この回答は『特別支援学校学習指導要領 (第2章第1節第1款, 3)』に記されている肢体不自由の児童の各教科の指導に関する配慮事項「(4) 児童の学習時の姿勢や認知の特性等に応じて、指導方法を工夫すること。」に関連づけられる。肢体不自由の児童の場合、認知特性の歪みがしばしば認められ、算数の内容項目「図形」の不得意さとして表れることがある。認知特性の歪みのみならず、『特別支援学校学習指導要領』に記されている肢体不自由の児童の各教科の指導に関する5項目 (以下) にわたる配慮事項を学級担任が再確認することで、各授業の見直しにつながると考えられる。

3 肢体不自由者である児童に対する教育を行う特別支援学校

- (1) 体験的な活動を通して表現する意欲を高めるとともに、児童の言語発達の程度や身体の動きの状態に応じて、考えたことや感じたことを表現する力の育成に努めること。
- (2) 児童の身体の動きの状態や生活経験の程度等を考慮して、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くなどして指導すること。
- (3) 身体の動きやコミュニケーション等に関する内容の指導に当たっては、特に自立活動における指導との密接な関連を保ち、学習効果を一層高めるようにすること。
- (4) 児童の学習時の姿勢や認知の特性等に応じて、指導方法を工夫すること。
- (5) 児童の身体の動きや意思の表出の状態等に応じて、適切な補助用具や補助的手段を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。

(2) 各教科等の「各学年の目標や内容」について次年度に向けて改善したいと思うこと

- A 児：次年度も肢体不自由特別支援学校の先生からのアドバイスを参考にしながら (A1)、ストレッチなどの学習活動をより積極的に取り入れることができると思います。
- B 児：自分の手を使って書くということが続けてきました。それと平行して IT 機器を活用して文章を綴る (B1) ということを国語に限らず様々な場面で活用してもよいのかな、と考えています。
- C 児：目標と内容の扱いはそのままよいと思います。学習活動のさせ方、教え方の工夫が大事 (C1)、というところです。
- D 児：体育の内容については、実際にやらせて、やってみないとわからないことがあります。よって、D 児の様子を見ながらその都度考えていかなければならない (D1) と思います。体育の評価の仕方については今後も記述式がよいと思います。
- E 児：E 児の実態がみえてきました。E 児の実態に応じて、音楽や体育、家庭科などの内容や具体的な学習活動に関して、状況に応じた必要な調整が必要 (E1) になると思います。

各教科等の「各学年の目標や内容」については様々な工夫をしながら実践を行い、その都度、評価と改善を繰り返す (C1・D1・E1) と回答された。あるいは、特別支援学校のセンター的機能の活用 (A1) や補助代替機器の使用 (B1) についての回答があった。後者 (B1) についてはWG報告の別表3「(1) - 2 - 1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮」の「肢体不自由 (以下)」に通じる。

書字や計算が困難な子どもに対し上肢の機能に応じた教材や機器を提供する。(書字の能力に応じたプリント、計算ドリルの学習にパソコンを使用、話し言葉が不自由な子どもにはコミュニケーションを支援する機器 (文字盤や音声出力型の機器等) の活用 等)

3. 「自立活動」について

(1) 「自立活動」の目標や内容の概要について

- A児：2つの柱がありました。一つは、自力での歩行をめざしたい。保護者の願いでもあります。筋力が全体的に弱いので筋力アップも必要 (A1) と考えました。歩行器を使わないときにどうバランスをとればよいのかを学校生活全体を通じて実際の場面を取りあげました。筋力アップについてはPTからのアドバイスを参考にしながらバランスボールを使った活動を取り入れました。もう一つは自分でできることは自分でする (A2)ということ、他の児童を見て「同じようにやってみたい」という気持ちをより高める、ということです。どうしても人任せになってしまうことがありましたので。このことについては、いろいろな場面で意図的にA児に働きかけました。例を挙げたらきりがありません。歩行器を使い移動しながら、他の児童と同じような活動を試みようよ、という促しです。例えば、他の児童と同じように、必要なプリントをA児自身が持ち運びする。でも、実際は歩行器を使い両手がふさがっているため、手ではプリントを持ちにくい。そこで、洗濯ばさみをうまく活用することでそれができる。そのような少しの工夫によって、A児が自分の力でできる場面を増やすという働きかけです。
- B児：身体の動きの改善に関することを中心に考えています (B1)が、B児はとても慎重な性格で、自分から動かすにじっと見ていることが多く、自分から動く (B2)という第一歩がなかなか出ません。そこに揺さぶりをかけるということも考えています。活動内容として、外に出る、外に出て季節を感じるなどの体験的な活動を大切にしています。また様々な集団内で活用できるコミュニケーション能力の向上 (B3) もねらっています。後に話す他の特別支援学級と合同で行っている体験的な活動、例えば、植物を栽培して、収穫して、調理して、模擬的ですが販売して、という活動を設けました。例えば、その販売場面で、お客さん・他の先生たちを招き、その人たちと会話できるような場面を大事にしました。あるいは地域にある農園に遊びに行つてその人たちと、レストランに行つて定員さんと、地域ボランティアへのお礼の会に招待した人たちと、お菓子づくりの専門家・ゲストティーチャーと、など、いろいろな人と会話することを通して、その目標を達成できれば、と考えました。
- C児：身体の動きに関することが中心 (C1)になります。右手に麻痺があるため、左手を日頃専ら使います。そこで右手も使えるように、例えばボール遊びなどを通して、左右両方の動きを促しています。交流学級（通常の学級）での活動も多いので、人間関係の形成や心理的な安定についても考慮しています。積極的な児童なので、他の児童たちと進んで共に活動できるように、自分からより積極的に参加できるように (C2)と願っています。そのためにも交流学級の担任との打ち合わせを大事にしています。交流学級の授業でどのような学習活動が予定されているのかを私自身が予め知っておくのが大事です。そうすれば、学習活動の際に必要な援助がしやすくなります。
- D児：目標は、交流学級の中で自信をもって活動できる下地をつくること (D1)や、体育に代わるようなこと (D2)です。内容については、自信をもたせるための下地づくり、下準備のようなことに関するものが約2割、体育に代わる内容が約8割というところです。交流学級の中で自信をもって活動できる下地づくりに関わって扱った内容は、例えば、スポーツテストの前に、運動会の前に、リコーダーでの合奏の前に、個別に練習をする。それによって、交流のときに、他の児童と同じ活動をするのが保障されやすい。仲間の中に自然に入っていけます。私がD児につききりにならないとD児が参加できないということを避けることができます。体育に代わる内容については先ほどお話ししたことです。それに加えて3学期からは、肢体不自由特別支援学校のコーディネーターやその紹介によるリハの先生の助言で、ストレッチや体幹を鍛える運動も少し取り入れてみました。リハの先生がこの教室に来てくれたとき、D児が日頃使っている机の調整の仕方についての助言を受けました。その助言を踏まえて、D小学校の教職員の協力を得て調整をしました。肢体不自由特別支援学校のコーディネーターとのやりとりは、県の研修会で実際に顔を合わせたことがきっかけでした。

特別支援学級（肢体不自由）の各教科等の指導計画の現状について

E児：目標としては、身体の動きの改善に関わることが中心 (E1) でした。また、自立活動の時間で、というより、日々の学校生活全体での指導になりますが、家庭との連携のもと、健康や生活リズム、適切に洗顔するなどの日常生活行為などの改善 (E2) に関わることも視野に入れていました。身体の動きに関しては、リハに同行して、学校で取り組めそうな学習活動についてアドバイスを受けてきました。また、肢体不自由特別支援学校の先生がリハの先生と一緒に来てくれて、アドバイスをしてくれました。例えば、階段の上り下りや、手先の巧緻性ということで通常のキーボードでのパソコン操作、目の使い方や目と手の協応性が絡んできますがパズル遊びなどもしました。生活リズムなどの改善については、家庭との情報交換を大切に、またE児本人にもその重要性について、その都度、説明しました。

肢体不自由学級であるため、身体の動きに関する事項 (A1・B1・C1・D2・E1) が5学級すべてで取りあげられている。注目したいのは、すべての学級担任が、その主障害の肢体不自由のみに着眼した目標設定をせずに、児童の実態を総合的にとらえて、例えば、自発性の促進 (A2・B2・D2) や、集団に積極的に関与する能力の向上 (C2・D1)、日常生活行為の改善 (E2) についても目標として取りあげている。このことは『特別支援学校学習指導要領』の第7章第3（以下）に示された自立活動の指導計画作成の手順に通じる。

- (1) 個々の児童又は生徒について、障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境などの実態を的確に把握すること。
- (2) 実態把握に基づき、長期的及び短期的な観点から指導の目標を設定し、それらを達成するために必要な指導内容を段階的に取り上げること。
- (3) 具体的に指導内容を設定する際には、以下の点を考慮すること。
 - ア 児童又は生徒が興味をもって主体的に取り組み、成就感を味わうとともに自己を肯定的にとらえることができるような指導内容を取り上げること。
 - イ 児童又は生徒が、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲を高めることができるような指導内容を重点的に取り上げること。
 - ウ 個々の児童又は生徒の発達の進んでいる側面を更に伸ばすことによって、遅れている側面を補うことができるような指導内容も取り上げること。
 - エ 個々の児童又は生徒が、活動しやすいように自ら環境を整えたり、必要に応じて周囲の人に支援を求めたりすることができるような指導内容も計画的に取り上げること。
- (4) 児童又は生徒の学習の状況や結果を適切に評価し、個別の指導計画や具体的な指導の改善に生かすよう努めること。

(2) 「自立活動」について次年度に向けて改善したいと思うこと

A児：自立活動の授業時数は指導計画に、確保していますが、実際は学校生活全体を通じて適宜取りあげていくのがA児本人にとってよりよい (A1) と考えました。ただ、正直、自立活動はわかりにくいと感じています。そのため、自立活動の今年度の展開について、まだまだ十分に評価・反省ができていないという状況です。そのため次年度に向けた具体的な改善策にまで手が十分に届いていません。

B児：運動・動作面であまり手がかからないと感じる人もいますが、よく観察しているといろいろな困難さがあります。その困難さをよりしっかりと分析して対応できればと考えています。肢体不自由特別支援学校のセンター的機能による助言を受けました。理学療法士の助言も一度受けました。教師自身の専門性をもっと高めて、それらの助言を日々の指導にもっと活かしたい。本人の自立を考えると必要なこと、身体的な能力に関するような指導により重点を置ければ (B1) と考えています。

C児：今年を踏まえた展開でよいと思います。ただ当初、どのような内容で、どのような具体的な学習活動をC児に提供できるかがわかりにくい面があったため、5月にリハ、理学療法と作業療法の両方ですが、その場面を見学しました。医療機関とより強く連携しながら、よりよい学習活動を考えていければ (C1) と思いま

特別支援学級（肢体不自由）の各教科等の指導計画の現状について

す。また、リハでやっていることをC児本人や親からも聞いて参考にしたこともありましたが、そのような情報をもとにしながら考えていければと思います。

D児：体育の内容が徐々に高度になる。その内容に準じることは現実的に徐々に難しくなる。そこで、リハの先生らと連携し合いながら、D児の身体に合わせたこと、先ほどのストレッチや体幹を鍛える運動などをより積極的に行えれば (D1) よいと考えている。

E児：特設した自立活動の時間と学年行事などが重なり、自立活動ができないことがありました。継続は力なり、ですので、できれば毎日、10分でも、20分でも (E1)、例えば、1校時前の約20分間が充てられている朝学習とか、2校時と3校時の間の長い休み時間の直後とか、に自立活動の指導を確保できればと考えています。

他の専門家の助言を受けながらその主障害である肢体不自由への関与をより充実させたい (B1・C1・D1) という回答があった。これについては、『特別支援学校学習指導要領』に示された「指導計画の作成と内容の取扱い（第7章第3）」の7（以下）の記述に通じる。

児童又は生徒の障害の状態により、必要に応じて、専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求めするなどして、適切な指導ができるようにするものとする。

次年度に向けて、自立活動の授業をできれば毎日、わずかな時間でも実施することの必要性 (E1) や「自立活動の時間における指導」と学校の教育活動全体との関連づけ (A1) に関する回答があった。後者 (A1) については、『特別支援学校学習指導要領』の第1章第2節、4（以下）に記されたとおり、自立活動の指導計画作成の際に学級担任が工夫することが必要な事項と考えられる。

学校における自立活動の指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、自立活動の時間における指導は、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動と密接な関連を保ち、個々の児童又は生徒の障害の状態や発達段階等を的確に把握して、適切な指導計画の下に行うよう配慮しなければならない。

4. 通常の学級や他の特別支援学級との「交流及び共同学習」について

(1) 「交流及び共同学習」の主な場面とその場面で工夫や配慮したこと

A児：通常の学級との交流及び共同学習については、体育を例に挙げます。当初、できないことがかなり多いのではないかと予想していました。しかし、A児には「他の児童と同じようにやってみたい」という気持ちがあります。そこで、十分な見守りを前提に、危険のない安全な範囲でいろいろとやらせました (A1)。他の児童が活動している様子をA児が見て、A児もがんばり、やろうとして、A児なりにできる。A児のその姿を見て、他の児童たちが「がんばってるな!」「すごいな!」と感じたようです。他の児童たちは当初、A児を「動けない子」と思ったようですが、A児に対するそのような印象、思い込みのようなものはもうすっかりなくなりました。他の特別支援学級との交流及び共同学習については、月1回、一緒に給食会をしました。不定期ですが、他の学習活動を共にしたこともありました。様々な学年の児童が集まります。学年ごとの役割を大事に (A2) しました。例えば、6年生は6年生らしく下の学年の児童の見本になるような行動をしようとか、上の学年の児童は下の学年の児童の面倒をみるようにとか、です。

B児：通常の学級との交流及び共同学習では、様々な活動を伴う生活科あたりでしょうか。交流学級に行ったら、B児もその学級の一員であると、B児も他の児童も感じることができるよう、と願ってきました。B児の活動のペースが遅いことを理由に、劣っていると他の児童が感じないように心がけてきました。また、学習活動中、他の児童がB児を手伝いがちになるので、「Bさんは一人でできるから大丈夫だよ」と話すこともありました。他の児童がB児のペースに合わせるために待つ時間が過剰に長くなるようにも配慮しました。B児のペースで、B児一人でするように、活動の量を変更・調整しました (B1)。実は最初の頃、B児も他の児童とすべて同じ活動をすることがよいと考えましたが、そうすると私がB児をついつい手伝っ

特別支援学級（肢体不自由）の各教科等の指導計画の現状について

てしまうようなことが多くなりがちになってしまいました。その反省を踏まえた結果です。他の特別支援学級との交流及び共同学習は、自立活動の1コマ分を使っています。この授業では、児童たちが楽しいと思えるような活動^(B2)になるようにしています。そうすると一人一人のよさが出ます。栽培活動、食育などなどが大好きです。活動の中で見せた児童たちのよい瞬間を写真や動画におさめて、振り返り活動で使います。するとお互いのよさに児童たちは気づけます^(B3)。

C児：通常の学級との交流及び共同学習では、どの教科やどの場面ももちろん重要ですが、班活動があったり、具体的な体験活動があったりする生活科を例として挙げます。C児は様々な面で経験が少ない。例えば、周囲の散歩などの経験も少ない。親の運転による車での移動がどうしても多くなりますので。生活科で複数回の町探検をしました。C児の親もお手伝いとしてすべてに参加してくれました。そこで親子共々で体験的な活動ができました。野菜づくりなどの体験的な活動も他の児童たちと一緒にできました。2年目のおつきあいということで、他の児童がC児のことをよくわかっていて、学習活動の中でC児ができること、できそうなことをよく考えて^(C1)くれます。例えば、図工で「紙をやぶることができるね」とか、合奏では「鈴ができるね」とか、などです。「C児ができそうなことを考えて」と私から児童たちに声をかける^(C2)こともしました。他の特別支援学級との交流及び共同学習は、原則毎日の朝の会と帰りの会です。学級活動でお楽しみ会などの活動を合同で行うこともありました。個性豊かな児童が集まります。それぞれがそれぞれにたくさんお話ししたいという感じです。一人一人がそれぞれに表現でき、納得できるような機会を保障する^(C3)ようにしています。お互いに仲良くしたいという気持ちがあふれています。C児の移動の援助もしたいと思う児童もいます。その気持ちを大切にしたい。ただ、とても危なっかしいと感じることもありますので、その児童には見えないようにそっと手を添えたりして、何かあったらすぐに対応できるように十分な注意を払っています。

D児：交流学級で行われる総合的な学習の時間や社会科などで行われる調べ学習、グループ学習が大切な場面であると感じています。できるだけ私は入らないようにしています。D児本人が困ったときに、私に頼ろうとします。そこで、困ったら、友だちに聞いたり、相談したり、助けを求めたりするように伝えました^(D1)。グループのみんなで相談しながらやる^(D2)よう促しました。まわりの児童たちもD児に関して、例えば「〇〇はどうするの」「〇〇はできるの」などと私にいろいろ聞いてくるのが当初、ありました。そのようなときには、D児本人に聞いてみるように、と促しました。最初は私が他の児童とD児との間に入って必要な橋渡しをしましたが、間に入ることを徐々に減らして^(D3)いき、今は自然な雰囲気になりました。D児への接し方は普通でいいんだよ、という調子です。身体がとても小さく、細いという見かけにより、他の児童たちはハンディキャップのようなものを感じ、どう接すればよいのかわからないと思ったようです。今は自然な感じです。

E児：通常の学級との交流及び共同学習については、理科を例に挙げます。E児自身、観察や実験が好きです。グループ活動もありますので、重要です。できることは本人にさせたいと、E児への関与や言葉かけは最小限に^(E1)、ということです。他の特別支援学級との交流及び共同学習では、週1コマの学級活動の中の、年間を通して約3分の1程度の時数を、例えば、お楽しみ会、草花の世話、収穫祭、お別れ会の準備などとして活用しました。それ以外に一緒に校外学習もしました。通常の学級との交流及び共同学習でE児は、しゅんとなるというか、消極的になるというか、自分を出せない^(E2)、というか、そのような状況です。しかし、様々な学年の児童がいる、他の特別支援学級との交流及び共同学習の場面で、E児は高学年です。リーダー的な役割になります^(E3)。積極的になります。リーダー的な役割を果たせるように促しました。活動の立案にE児を関与させることもしました。

「交流及び共同学習」のねらいや配慮事項に関して、各学級担任から様々な回答があった。通常の学級とのそれと、他の特別支援学級とのそれとを分けて考察する。

①通常の学級との「交流及び共同学習」について

担任教諭による濃厚な関与を極力控えて、当該児童が学習活動に自ら参加できるように（A1・E1）という回答があった。また、学習活動を他の児童と共にするための手立てとして、学習活動の量の変更や調整（B1）が挙げられた。これについては、前述したWG報告の別表2「(1)－1－2 学習内容の変更・調整」の「肢体不自由児」の例示に通じる。

また、他の児童に当該児童ができそうなことを考えさせる（C1・C2）、当該児童が他の児童に働きかけるように促す（D1）、児童同士で相談させる（D2）、当該児童への関与を意図的に徐々に減らす（D3）などが回答された。交流及び共同学習で学び合いを効果的に促進するための工夫は、このように様々であるが、共通するのは、担任教諭による直接的な関与を意図的に控えるということにあると考えられる。

②他の特別支援学級との「交流及び共同学習」について

異なる学年の児童がいることを活用して、各学年に応じた役割を重視した取り組み（A2・E3）について回答された。交流学級では消極的になりがちであるが、小規模の縦割り集団での高学年となれば、高学年としての役割が自ずと期待される（E2）と回答された。

特別支援学級での学習活動ではより楽しく（B2）、より積極的に自分自身を表現できる機会を大切にしたい（C3）との回答があった。このように、交流及び共同学習について、通常の学級との場合と、他の特別支援学級との場合とでは、ねらいや配慮事項は異なるということがわかる。

(2)「交流及び共同学習」について次年度に向けて改善したいと思うこと

A児：通常の学級との交流及び共同学習に関わり、最初から「できない」と考え、「させない」という判断をせず、いろいろなことをやらせてみてよかったと思うことが多々ありました。来年度もそのような発想でやればと思います。ただ、実際に難しいことはありました。例えば、ボールを蹴ることです。蹴るという動作ができない。自分が蹴ったボールが、キーパー役の他の児童の横をすり抜ければ、よし。そのようにボールを勢いよく蹴ることができなかつた。他の児童と同じようにしたいというA児の気持ちも大切にしたい。そのためにも、できないことをどうにかしよう、させようとするのがよいのかどうか、難しいと感じました（A1）。他の特別支援学級との交流及び共同学習については、より計画的に、お互いに無理のない範囲で実施（A2）できればと感じました。例えば、季節や時期に応じた単元を組んで授業を展開することを考えてもよいのかなと思います。

B児：通常の学級との交流及び共同学習について、授業に肢体不自由学級担任もより強く関与できればと思いました。授業は通常の学級の担任に任せている面が多く、私は補助的な役割を担うことが中心でしたが、それではだめと感じました。授業づくりというところから、通常の学級の担任と一緒にできればと思います。B児の得意な面がより生かせるような授業展開の工夫について、通常の学級の担任と共にもっと考えられれば（B1）と思います。ただ、お互いに遠慮があったり、お互いに忙しかったり、という現状（B2）もありますが、他の特別支援学級との交流及び共同学習について、児童集団の中でこれまで中心的な役割を果たしてきた6年生の児童が卒業します。よく気が回る児童です。児童集団の雰囲気はかなり変わる（B3）と思います。一人一人の児童がより主体的に活動できるような授業展開をしなければなりません。

C児：通常の学級との交流及び共同学習について、3年生になると教科・領域が増え、学習活動もより高度になります。その中でC児にできること、できそうなことを考え、工夫をしていく（C1）というところです。他の特別支援学級との交流及び共同学習について、次年度に新生が入って来る予定です。また違った雰囲気の中で同じような学習活動を継続していければと思います。

D児：国語や算数などの教科について原則、個別指導でやってきました。例えば、算数などを交流学級で行ってもよいのかと考えている（D1）。学年相当の目標と内容ですので、可能です。一部の児童ですが、D児への働

特別支援学級（肢体不自由）の各教科等の指導計画の現状について

きっかけがあたかも小さな子どもへの接し方のようになりがちになります。D児もみんなと同じようにできる、同じことを勉強している、ということの理解を図るというねらいです。またD児にとっても教科学習の中で、他の児童の考えを聞く機会が増えるため、学力の向上にもつながる^(D2)と思います。

E児：通常の学級との交流及び共同学習について先ほど申しあげた「E児への関与や言葉かけは最小限に」は、実は、私自身の反省に基づきます。日々一緒ですので、E児にどうしても手を出しすぎたり、指示を出しすぎたりしてしまいました。それにより、E児も「先生がやってくれるんだ」という気持ちになってしまいがちでした^(E1)。わからないことがあると私にすぐに頼るというか、すぐに聞いてきました。手や口を出さない見守りが大切^(E2)と思います。他の特別支援学級との交流及び共同学習について次年度、E児は最高学年になります。最高学年らしい行動ができるように、教師が手や口を出しすぎずに見守るところでしょうか。また、E児には自信がありません。そこで、様々なことで、小さい出来事でも、ほめて自信をつけさせたいと思います。

①通常の学級との「交流及び共同学習」について

他の児童と同じようにしたいという当該児童の気持ちを大事にしたいが、現実的に困難なこともあり判断が難しい^(A1)との回答や、当該児童ができそうなことをその都度模索していきたい^(C1)との回答があった。個別的な対応が可能のために、担任教諭が当該児童に関与しすぎたことを反省^(E1)する回答もあった。当該児童が自身でできるような学習活動の量の変更や調整について、場面ごとに担任教諭を中心にその都度、検討しなければならない。

次年度に向けて、国語や算数などを交流及び共同学習として扱うことの可能性^(D1)が回答された。国語や算数は個別指導で当該児童の状況に応じた指導がなされているが、他の児童の意見を聞くことで考える機会が増し、結果、学力向上につながるのではないかとその意見である。

通常の学級で行われる交流及び共同学習の授業について、その授業づくりの段階から肢体不自由学級の担任教諭がこれまで以上により積極的に関与して、当該児童の活躍の場を検討することの可能性^(B1)が回答された。その回答と同時に、教諭同士に遠慮があったり、お互いに忙しかったり、という実情^(B2)も回答された。当該児童が通常の学級の授業に参加する際には、様々な配慮が必要になる。その配慮事項を各教諭が共通理解するために、『特別支援学校学習指導要領解説（総則編）』に記されている個別の指導計画の活用例（以下）を参考にするのが有効なのかもしれない。

各教科や道徳など、学級等ごとに児童生徒に共通する指導目標や指導内容を定めて指導が行われる場合には、例えば、児童生徒一人一人に対する指導上の配慮事項を付記するなどして、学級等ごとに作成する指導計画を個別の指導計画として活用することなども考えられる。

このように、個別の指導計画は、各教職員の共通の理解の下に、一人一人に応じた指導を一層進めるためのものであり、児童生徒の実態や各教科等の特質等を踏まえて、様式や内容等を工夫して作成することが大切である。

②他の特別支援学級との「交流及び共同学習」について

卒業生がいたり、新入生がいたりして、年度が切り替わることで集団の雰囲気に変化するので、その変化を踏まえた集団づくりが必要^(B3・E2)と回答された。また、お互いに無理のない範囲でより計画的に実施していきたい^(A2)との回答もあった。以上のことから、同じ学校内に他の特別支援学級があれば、お互いに重要な教育資源として、より意図的・計画的に活用し合うことが重要であると考えられる。

6. その他

A児：自立活動についてじっくり考え直したい^(A1)。また、複数ある本校の特別支援学級の担任同士でこれまで以上によく話し合い、日々の授業に生かせれば^(A2)と思います。

特別支援学級（肢体不自由）の各教科等の指導計画の現状について

- B児：関係機関との連携をB児の親を介して行ってきました。例えば、作業療法士、整形外科医、小児科医です。作業療法の場面を見学してもらい、学校でできそうなことの助言を受けることができました。個別の教育支援計画を使って、各機関の取り組みや目標を知ることができました。ただ、学校での取り組みを各機関に十分には伝えられていなかったり、情報の共有がまだまだ十分ではなかったり、学校を含めた各機関による取り組みの結果として目標がどう達成されたのか、その検証や評価は十分なのか、その検証や評価を次にどう生かすのかということに検討の余地が多かったり、という課題は感じています。このように、個別の教育支援計画のさらなる有効活用 (B1) が課題です。また、特別支援教育コーディネーターを担っていましたが、情報共有の場をより積極的につくっていくことが必要と感じました。
- C児：現在、この肢体不自由学級は1階で、交流学級（通常の学級）は2階です。来年度の交流学級は1階になる見込みです。教室の配置が交流のしやすさや交流の仕方と関係してくるかもしれません。
- D児：特にありませんが、自立活動をどうすればよいのかがやはり気になります (D1)。他は原則、学年相当で進めていきますので、特にありません。
- E児：特にありません。

自立活動の指導計画作成の工夫 (A1・D1) について、ここでも再び回答されている。特別支援学校独自の指導領域であり、その趣旨や実際の展開についての再確認が必要となる。個別の教育支援計画のさらなる有効活用、特に関係機関との連携が課題である (B1) と回答された。これについては、関係者による情報の共通理解とそれに基づく指導目標や内容の見直しにつなげることの必要性（『特別支援学校学習指導要領解説／総則等編』p.213-214（以下））が再確認できる。

個別の教育支援計画の作成に当たっては、関係機関等がそれぞれの役割分担の下、多面的に実態把握や情報収集を行い、必要とされる支援の目標や内容を決定していくこととなる。個別の教育支援計画を作成することにより、例えば、小学部入学以前に幼稚部又は幼稚園や医療、福祉等の関係機関で作成された個別の支援計画を引き継ぎ、適切な支援の目標や内容を設定したり、進路先に在学中の支援の状況を伝えていく際に、個別の教育支援計画を活用し、関係者間で生徒の実態や支援内容について共通理解を図ったりするなど、学校や関係機関における適切な指導や必要な支援に生かすことが大切である。さらに、学校と関係機関等とが連携して、個別の教育支援計画に記述された目標や内容、支援状況やその成果等について、適宜、評価し改善を行うことにより、より適切な指導と必要な支援が実施できるようにすることが大切である。

IV まとめ

各教科等の指導計画について、対象の担任教諭が悩みながら行っていた工夫や配慮を、WG報告や特別支援学校学習指導要領などに関連づけながら検討した。様々な工夫や配慮はいずれもWG報告等の指摘に通じるものであった。よって、その具体例を蓄積し、より多くの関係者で共有していけば、肢体不自由学級の教育のさらなる充実の一助になると考えられる。

文献

- 1) 全国特別支援学級設置学校長協会調査部（2010）平成21年度全国調査報告書。全国特別支援学級設置学校長協会。
- 2) 山梨県教育委員会（2013）平成25年度山梨の特別支援教育。山梨県教育委員会。
- 3) 文部科学省（2008）小学校学習指導要領解説／総則編。
入手先 〈http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2009/06/16/1234931_001.pdf〉、（参照 2015-4-1）

特別支援学級（肢体不自由）の各教科等の指導計画の現状について

- 4) 文部科学省（2009）特別支援学校学習指導要領解説／自立活動編（幼稚部・小学部・中学部・高等部）. 海文堂出版.
- 5) 文部科学省（2009）特別支援学校学習指導要領解説／総則等編（幼稚部・小学部・中学部）. 教育出版.

